

# 消防団活動への御理解・御協力をお願いします

## 消防団について

消防団は、市町村の非常備の消防機関であり、その構成員である消防団員は、他に本業を持ちながら、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員として、「自らの地域は自らで守る」という精神に基づき、消防防災活動を行っています。



## 消防団の活動について

消防団は、消防組織法に基づき、全国の各市町村に設置されている消防機関です。自分の仕事と両立しながら、地域防災の担い手として、住民の安心・安全を守る重要な役割があります。

### 平時時 消火・防災訓練

火災現場での活動を想定した訓練(放水訓練等)を行っています。



### 救命講習会

応急手当方法や、AEDの使い方などの講習会を行っています。



### 防火啓発活動

各家庭を訪問しての防火指導などの防火教育等を行っています。



### 災害時 消火活動

火災発生時には、消火活動、後方支援などの活動を行います。



### 捜索・救助活動

災害発生時には連携をとり、捜索・救助活動、避難誘導を行います。



### 水防活動

風水害の際には、河川の水位の警戒、排水、浸水防止などを行います。



### ここがポイント!

- 1 働きながらも地域に貢献できる!
- 2 参加いただきやすいさまざまな制度がある!
- 3 男性・女性・学生問わず活躍の場がある!

消防庁「令和元年度消防団PRリーフレット」から抜粋

**Q. 従業員が入団すると、本業への影響が大きくなるでしょうか。また、就業中も、火災や災害が発生した場合は必ず出勤させる必要はありますか。**

A. 消防団員にはサラリーマンが多いため(県内団員の約85%)、多くの消防団で、訓練日時は団員が活動しやすい休日や平日夜間を中心にされています。また、就業時間中の出勤について強制する法的定めはなく、本業に影響のない範囲で出勤されている方が多いようです。

**Q. 消防団に入団した従業員について、応援する制度はありますか。**

A. 従業員が活動しやすいよう、出勤中の災害対応にかかる出勤について、特別休暇を認めている事業所もあります。

また、地域防災体制の充実に目的に、「従業員が消防団員として入団し、消防団活動について積極的に配慮している事業所」等について認定する「消防団協力事業所表示制度」があるほか、消防団員として自社サービスを利用する消防団員に対し、商品の割引等を行う「消防団応援の店」制度があります。

## <従業員が消防団員の事業所のお話>



社会福祉法人こうほうえん なんぶ幸朋苑  
(米子市消防団協力事業所)

当苑は高齢者福祉施設ですが、自治会要望を受け、15年ほど前から職員が団員として活動中です。それ以来、消防団が大雨など災害が予想される場合に綿密に連絡をくれたり、避難訓練に消防団も参加してくれたり、災害対応におけるメリットも大きいです。



社会福祉法人こうほうえん なんぶ幸朋苑従業員  
米子市消防団 Oさん

消防団員として15年ほど活動しており、防火啓発活動をするほか、施設近くで火災が発生したときなど、出勤することもあります。施設では相談員として勤務していますが、消防団員として実際の災害対応を経ることで、職場での避難訓練にも力が入るようになりました。

